

★ひとい親家庭等高等学校等就学支援金 Q&A

(令和4年4月現在)

Q1. 児童扶養手当を受給していますが、自分が対象となるかどうかわかりません。

A. 対象となる教材等を購入した時点での児童扶養手当証書の「支給停止」欄に何も記載がない（＝支給が停止される期間がない）場合、就学支援金の支給対象者（＝全部支給受給者）となります。

Q2. 児童扶養手当が一部支給ですが、申請することはできますか？

A. 児童扶養手当が一部支給、支給停止は、支援金の対象となりません。

Q3. 前年度に購入した教材や通学定期乗車券について、申請に使用できますか？

A. 教材費については、購入してから1年以内、通学費については、購入した乗車券の期限が、実際に使用する学年の年度内であれば申請することができます。

Q4. 通学定期券を1か月ごとに購入していますが、それらをまとめて申請してもよいでしょうか。

A. 可能です。購入日から1年以内であれば、まとめて申請することができます。

Q5. 支援金の申請は、1年に1回限りですか。

A. 教材費、通学費ともに年間の上限額に達するまで何度でも申請可能ですが、すでに支援金の対象となった費用については申請することはできません。

Q6. 入学前のオリエンテーションの際に購入したものは対象となりますか？

A. 入学前に購入した教材等でも、入学後に学校で使用するものであれば支援金の対象となります。

Q7. 教材や通学定期券を購入したときは児童扶養手当が全部支給でしたが、児童扶養手当現況届後に一部支給となりました。この場合、購入したものは申請できなくなるのでしょうか。

A. 対象となる教材等を購入した際に児童扶養手当が全部支給であれば、一部支給となった後でも申請することができます。ただし、一部支給となった後に購入したものについては、対象とはなりません。

Q8. 教材費の学校からの通知文や教材の明細を処分してしまいましたが、申請はできますか？

A. 支給額の審査のため必ず支払いを証明する書類（教材の明細や、通学定期乗車券の写しなど）が必要となります。支給対象者でかつ対象の経費を支払っている場合でも、支払いを証明する書類がない場合は給付の対象とはなりませんので、必ず支払いを証明する書類を残しておいていただくようお願いします。処分や紛失をしてしまった場合は、学校等に問い合わせいただき、再発行をしてもらう等お願いします。

Q9. 通学に使用している定期乗車券は、購入の都度上書き更新をしているため、過去に支払いをした通学費を証明するものがありません。この場合は、過去の支払った経費分については申請できないのでしょうか。

A. 対象物を購入した際は必ず支払証明書類の写しをとっておいていただくよう、お願いします（証明できるものがない場合は、申請することができません）。

平成〇〇年度
児童扶養手当証書
塩尻市
平成〇〇年〇月〇日まで有効

児童扶養手当
第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
受給者
塩尻 花子
支給開始年月
平成〇〇年〇月

年度	支給額	平成〇〇年度		平成〇〇年度	
		1.1	2.1	1.1	2.1
08	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円
09	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円
10	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円
11	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円
12	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円
13	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円
14	1.1	〇〇〇〇円	2.1	1.1	〇〇〇〇円

支給停止

支給停止額	支給停止期間	支給停止理由

支払金融機関

名称	口座番号
三山銀行	普通預金
〇〇支店	0000000000000000

住所
長野県塩尻市大門七番町3番3号

記 事